

2026年4月1日から

自転車への青切符の導入！～

交通反則通告制度

詳しくは
こちら



対象は16歳以上！

こんな違反は
反則金の対象

以下は一例です！

自転車関係事故の構成比や自転車の違反による検挙件数が増加し、取締りに実効性や合理化が求められる中、交通反則通告制度の導入により、比較的軽微な違反については、迅速かつ円滑に処理されることとなります。

携帯電話の使用等（保持）

反則金 12,000円



信号無視
(赤色等)

通行区分違反
(車道の右側通行、歩道通行等)



反則金 6,000円

イヤホンの使用※

※ 必要な音が聞こえないなどの場合

一時不停止

無灯火



反則金 5,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

二人乗り

並進



反則金 3,000円

兵庫県兵庫警察署

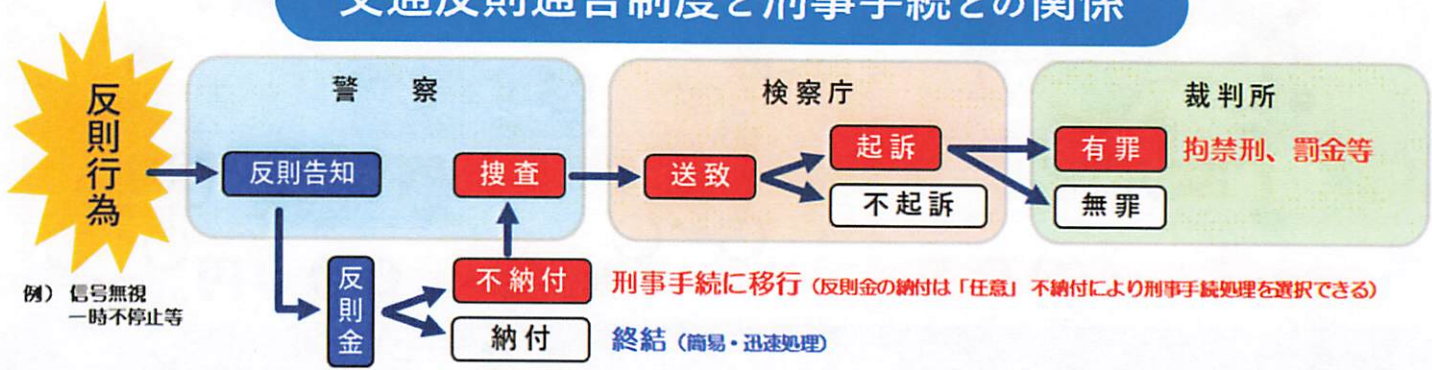
令和8年4月1日に施行される 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等（保持） ※1		12,000
放置 駐 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 12,000 上記以外 10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 11,000 上記以外 9,000
遮断踏切立入り		7,000
速 度 超 過	25km以上30km未満	12,000
	20km以上25km未満	10,000
	15km以上20km未満	7,000
	15km未満	6,000
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 9,000 上記以外 7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 8,000 上記以外 6,000
信号無視		赤色等 6,000 点滅 5,000
通行区分違反		
追越し違反		
踏切不停止等		
交差点安全進行義務違反		6,000
環状交差点安全進行義務違反		
横断歩行者等妨害等		
安全運転義務違反		
通行禁止違反		
歩行者用道路徐行違反		
歩行者等側方安全通過義務違反		
急ブレーキ禁止違反		
法定横断等禁止違反		
路面電車後方不停止		
優先道路通行車妨害等		
環状交差点通行車妨害等		5,000
徐行場所違反		
指定場所一時不停止等		
幼児等通行妨害		
安全地帯徐行違反		
被側方通過車義務違反		
通行帯違反		
道路外出右左折合凶車妨害		

反則行為の種類	反則金の額 (円)
指定横断等禁止違反	
車間距離不保持	
進路変更禁止違反	
追い付かれた車両の義務違反	
乗合自動車発進妨害	
割込み等	
交差点右左折等合凶車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
合凶不履行	※1
合凶制限違反	※1
警音器吹鳴義務違反	※1
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良	※1
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	
歩道徐行等義務違反	※2
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
軌道敷内違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反	※2
警音器使用制限違反	

※1 自転車を対象（自転車以外の軽車両を除く） ※2 普通自転車を対象

交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。